紙上講演会

"相談電話"からみた いじめの実態と問題

いじめ相談電話
相談員
中村 保夫さん

過去三年間新潟市の教育相談センターで関わりを持った内容と、現在下越教育事務所で年後二時から七時までの間に取り組んでいる電話を通しての生徒・児童のいろいろな悩み・声を聞いて、私なりに感じたことをお話しします。

私がまず申し上げたいのは、子どもは今も昔も変わっていない、素直な子どもであるということです。ところが今日、子どもたちに「何だい、どうしたの?」という呼び掛けができない親が増えています。すなわち、子どもに対して親が踏み込んでいかないのです。そういう関係の中で、不登校やいじめの問題がでてきているのです。子どもの社会が変わったのではなく、大人の方で変わらせてしまっているのです。子ども自身は今も素直なのですが、いろいろな刺激が子どもたちをいろんな行動に走らせているのです。

そんなことを考えながら、電話相談の事例から五つほど挙げてみました。

①言葉によるいじめ（あだな、悪口、暴言）
②仲間はずれ（集団での無視）
③暴力（蹴る、殴る、こずく）
④ひやかし・からかい（給食の中にゴミ、靴に画鋲、バカにする）
⑤その他（たかり、かつあげ）

こうした事例を見て一番気にかかるのは、教師や親の目の届かない所でこうした問題が発生しているということです。「あの子がそんなことをするはずがない」、「非常にいい子だよ」という先入観念を持たれるような子どもが、案外大人の見ていない所でいじめを行っているのです。ですから、教師の方では「信じられない、そんなことが本当にあるのかい」ということで、いじめを認めることができず、いじめられた子は「担任の先生に話しても取り上げてもらえない、先生には絶対に言えない」ということになってしまうのです。

いじめ、登校拒否等、いろいろな問題の中で皆さんに考えていただきたいのは、今の子どもたちは「これはいじめであり、これはふざけている、ちょっとした遊びである」というけじめが、なかなかできないということです。いろいろな活動の中で思い当たるのは、担任の中に兄弟がいない、兄弟げんかをしたことがない、そして親に叱られたこともないという先生が現実にいるということです。

どうしてこういうことを話すかというと、教室の中には勉強したい子もいれば、騒ぎたい子もいる、それを抑えるのが担任の仕事なのです。ところが、自分が叱られたことがないので、子どもをどうやって叱っていいのかがわからないのです。勘どころをつかまえて、タイミングよく叱ってやることができないのです。

子どもの社会的経験は、小学六年生で十二年、皆さんよりうんと少ないのです。その子どもたちに大人と同等の判断力を求めることはできません。ですから、本当のいじめとふざけてかまわれているという判断がつかないというのが、（全部ではないでしょうが）今の子どもたちの実態の一部ではないでしょうか。

最後になりましたが、子どもは素直です。ゆえに環境や刺激により、すくすくと伸びようとするものが節のように曲がってしまいます。刺激・迫り方・働きかけが子どものニーズに合っていない、子どもの成長・発達に合っていない場合にこうなることが多いのです。

それから、今日本でも学校に行かなくても良いという説もあります。しかし、まだ子どもたちは学校を否定してはいません。登校拒否児童は、学校を肯定しているからこそ、行けなくて悶々としているのです。今、私たちがしなければならないのは、そういう子どもに自信を持たせることです。良いところを認めて自信をつけさせてやれば、他の子どものあらをさがしたり、他の子どもにちょっかいを出して自分自身のうっぷんをはらすこともなくなります。

最近無くなってきている「みんなで」ということはとても大切です。「自分の子どもだけ良ければ…」というのではなく、地域のみんなで見守ってやる、みんなで育て上げていくということが、子どもにとっては大切です。

子どもたちは「自分の存在を認めてほしい」と、電話を通して切々と訴えてきます。及ばない力ではありますが、少しでもそういう子どもが減ればと考えています。

「私が忙しくなければ世の中は平和になる」ということを念じながら、この話を終わりとします。

今回ご紹介したのは、先月七日の「青少年健全育成村民会議」に際して行われた、いじめ相談員・中村保夫さんの講演の内容を要約したものです。

第46回 社会を明るくする運動

ふれあいと対話が築く明るい社会

毎年七月は、『社会を明るくする運動』の強調月間です。

この運動は、すべての国民がそれぞれの立場において力をあわせて、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの立ち直りに暖かい愛の手をさしのべ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする運動です。

本年度の重点目標は、「少年の非行防止と更生のため、地域住民の理解と参加を求める」です。

私たちの地域社会から非行に走る少年を出さないよう、一人ひとりが力を合わせましょう。また、不幸にして非行に陥った少年の更生を援助しましょう。

なお、村内では次の五名の保護司が、皆さんの相談に乗ってくださいます。

○**寒河江真爾**さん（石瀬）
○**五十嵐和夫**さん（間瀬二区）
○**鈴木喜久男**さん（間瀬二区）
○**海津 道彦**さん（和納二区）
○**海老名二郎**さん（和納三田）

■期間中予定されている おもな行事

○**広報映画『スタート』、テレビ放映（NST）**
・と き…7月22日(月)午後4時45分から
○**第12回矯正展（刑務作業製品展示即売会）**
・と き…7月21日(日)
・ところ…新潟刑務所特設会場

※なお、この運動についての詳しくは、**役場住民福祉課戸籍係**（☎82－4111内線116）、または**社会を明るくする運動事務局**（新潟地方法務総合庁舎新潟保護観察所内☎025－222－1531）までお問い合わせください。

人権擁護委員制度をご存じですか!?

近年、いじめ・体罰・不登校児など、子どもをめぐる人権問題が大きな社会問題となっていますが、次代を担う子どもたちの人権を積極的に擁護していくことはとても大切です。

そこで、全国人権擁護委員連合会では、『子どもの人権を守ろう――「いじめ」、しない・させない・見逃さない――』を目標に、積極的な啓発活動を展開しています。

新しい人権擁護委員に 和田 海陽さん

ところで、村には村長の推薦を受け、法務大臣から委嘱された2名の人権擁護委員がいます。その内、長年人権擁護にご尽力いただいた栄の本間清さんが都合により辞任され、その後任として石瀬の和田海陽さんが6月1日付けで人権擁護委員に就任されました。本間さんには、本当に長い間ご苦労さまでした。

和田海陽さん
（石瀬・58歳）

■人権擁護委員
光井 智雄さん
（和4・☎82－3063）
和田 海陽さん
（石瀬・☎82－2456）

青少年を非行から守ろう
――地域懇談会――

21世紀を担う青少年が社会の一員としての使命を自覚し、さまざまな社会変化に対応できる、心身ともに健康でたくましい社会人として成長することを願う意見交換の場として、『地域懇談会』を開催します。

皆さんも、ぜひこの懇談会に参加し、話し合いをしてみませんか。

◇ ◇ ◇ ◇

■**期日**…7月17日(水)
■**時間**…午後7時30分から
■**会場**…岩室小学校
和納小学校
間瀬地区公民館

※なお、この地域懇談会についての詳しくは、**岩室村公民館**（☎82－4444）までお問い合わせください。

中学生の安全を願って……
自転車に反射器具の取り付け

「中学生の交通安全に対する意識の高揚と、交通弱者の保護」を目的として先月七日、村自転車組合に加盟する自転車店の皆さんが、中学生の自転車にボランティアで反射器具の取り付けを行いました。

この取り付けは、交通安全協会（岩室・和納支部）事業の一環として行われたもので、今回が初めての試み。当日は、協会が用意した約三百台分の反射器具を、自転車組合加盟の皆さんが中学生の自転車を一台一台点検しながら、取り付けを行いました。

ところで、最近自転車の後輪部に足掛けを取り付け、二人乗りをしている子がいるそうです。自転車の二人乗りは危険ですから、絶対にしないでください。